

京都・三条大橋橋脚の築造と「馬淵石工」

——『馬淵村岩倉石工共有文書』からの考察を中心に——

山 野 祥 子 *

I. はじめに

石工いしくをめぐる研究は、これまで様々な分野から扱われてきた。特に民俗学では自治体史を中心に、聞き書きによって彼らの技術、道具や伝統などが報告されてきた¹⁾。また歴史学においては、鎌倉時代以降の職人身分と国家との関わりを論じたものや、彼らが作成した石造物に焦点を当て、形状などの変遷をみたものなどがある。なかでも美術史学の視点からは、石灯笼や石仏などに刻まれた石工銘から個人の石工の活動を追った興味深い報告もある²⁾。

これらの研究事例が対象とした地域をみると、その多くは石材の産出地と重なる。これは、輸送が困難であるという石材の性格により、その産出地と石工の活動地とが密接に関わってきたためであると考えられる。つまり、採石の可能な地域を中心に、石工は活動を行ってきたといえよう。しかしながら、石材の需要は採石の可能な地域に限定されるものではない。特に、石垣や石仏などは生活に密着した石造物である。これに応えるため、石工は需要先へ赴き、活動を行なう。つまり、彼らは出稼ぎを伴なう職人であるといえる。

このように石工が出稼ぎを伴なう職人であり、地域社会に影響を与えていたにもかかわらず、彼らに関してはこれまで、地理学では等閑視されてきた。その理由として、石工の絶対数の少なさと、地域での彼らの活動の痕跡を示す史資料が限定されていたという点が挙げられよう。オーラルデータを主な資料とする民俗学や、史資料から石工と国家との関わりに注目した歴史学、石灯笼や石仏などから石工を扱う美術史学に対し、移動をともなう石工の活動に空間的な説明を加えた地理学からのアプローチの方法は、あまり検討されてこなかったのである。

そこで本稿では、これまで文献史学においてしばしば用いられてきた滋賀県近江八幡市の『馬淵村岩倉石工共有文書』（以下、『石工文書』）³⁾を用い、当該地域の出稼ぎ石工である「馬淵石工」⁴⁾の活動に対して、地理学のアプローチを試みる。

この『石工文書』には、馬淵石工に関する記載が多く見られる。彼らに関してはこれまで、その職人編成や、国家のなかでの身分について焦点が当てられてきた。たとえば横田冬彦は、馬淵石工が内部規制力を持った集団であったことを『石工文書』から読み取っている⁵⁾。また篠宮雄二は、他の職人集団が旧国単位・地方単位で集団を構成しているのに

* 立命館大学文学部地理学専攻実習助手

対し、石工集団に関しては村単位となっていたことを、『石工文書』から明らかにした⁶⁾。

このように、馬淵石工に関しては、彼らの職人集団としての特性と、近世初期の統一政権からの身分保障がなされている点が、日本史学の研究対象となってきた。しかしながら、『石工文書』のなかには馬淵石工の出稼ぎ活動先やその移動経路に関する記載もみられる。たとえば、彼らが京都の三条大橋の架橋に携わった記載もあり、その活動は近江国内に留まらなかったことが分かる。この『石工文書』によって彼らの活動を空間的に把握し、その地域的展開について明らかにすることも可能であろう。本稿では、天正期（1573～1592年）に彼らが参加した京都の三条大橋の架橋について説明するとともに、馬淵石工の活動の性格について、若干の考察を試みる。

II. 馬淵石工の出稼ぎ

1. 馬淵石工の役割

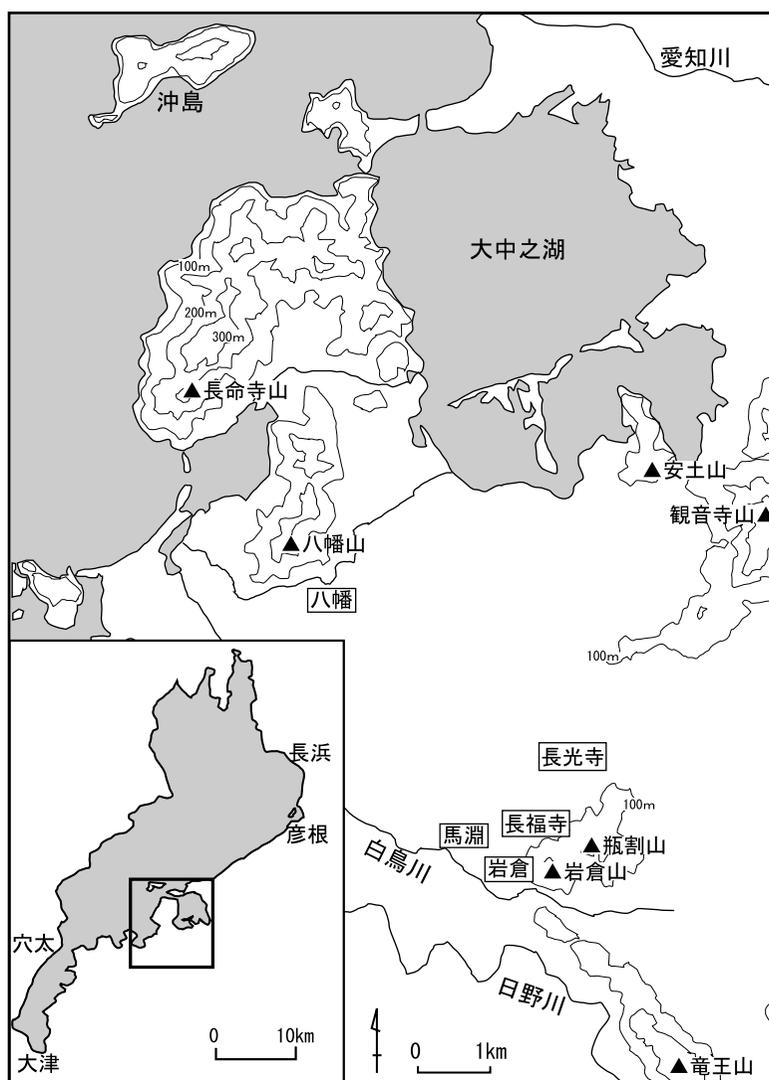
一概に石工と言っても、彼らは石を切り出す石採工いしどりこう、その石を加工する石彫工いしぼりこう、石を積み石垣を築く石積工いしづみこうの3種に分けられる⁷⁾。馬淵石工は、琵琶湖東岸の白鳥川中流に位置する岩倉山かめわりやま、瓶割山産の石材⁸⁾で石臼を作る臼師として活動していた石彫工であった（第1図）。それは、天正11年（1583）に京都奉行の浅野長政が出した「馬淵山石之儀、(マ ヲ)當村之者共、従前々取候て石(傍線筆者)うすをきり申之由候、如先々石之事取可申候」という記載⁹⁾によって示される。このように臼師として活動していた馬淵石工であったが、天正4年（1576）の安土城築城の際に、織田信長に招かれて琵琶湖西岸の穴太石工あのう¹⁰⁾と共に石工

方を命じられた後、彼らはその他の大規模な工事にも携わるようになったと伝えられている¹¹⁾。馬淵石工が安土城建設に関わったという直接の記載はないが、『信長公記』の「安土城御普請の事」を見ると、築城の際に「観音寺山・長命寺山・長光寺山・伊場山」（第1図）から大石を運んだとの記載¹²⁾がある。これには近隣の石工が集められたと考えられ、馬淵石工ももちろん動員されたであろう。それまで馬淵石工は石臼を、一方で穴太石工は五輪塔などを作る石彫工であったが¹³⁾、安土城築城を機に両者とも石積工となったのである。

この安土城は、近世城郭の起源とされる。それは、城郭の石垣化が本格的になされた最初の城であることに由来する。それまでの城郭の防御形態は土塁や土濠で囲み、石垣は重要な箇所のみ用いられていた。しかし、鉄砲隊が登場した長篠の合戦（天正3年：1575）の翌年に着工した安土城からは、対火器対策のために、城郭がすべて石垣で囲われたのである¹⁴⁾。

2. 『石工文書』にみる馬淵石工の出稼ぎ

馬淵石工の活動を把握するために、『石工文書』から年代の判明、あるいは推定できる主なものを取り上げ¹⁵⁾、年代順に並べると、第1表ようになる。そして、同表と対照させて馬淵石工の活動場所を第2図に示した。馬淵石工の活動先は近江国内、近畿圏内にとどまらず、遠く名古屋や江戸にまで広がっていることがわかる。またその対象となる工事には、国家単位の大規模な築城などもみられるのである。彼らは織田信長や豊臣秀吉、あるいは江戸幕府といった統一政権からの要請、つまり職人国役¹⁶⁾として工事を行なっ



第1図 馬淵石工の出身地とその周辺

1 : 25,000 「沖島」「八幡」(大日本帝国陸地測量部、明治33年発行)を基図

ていた。統一政権は全国から職人を動員し、作事・普請にあたらせたのである。

職人国役として工事が申し付けられる際、統一政権から諸職人へ職分安堵、つまり職人としての保障が行なわれた。加えて、その他の諸役が免除された。例えば、天正11年(1583)に「江州諸職人中」宛に出された判

物状¹⁷⁾をみると、統一政権(つまり秀吉)は奉行の浅野長吉を通じ、近江国諸職人に対して「給人並地下並之諸役」を免除している。そしてその代わりに、「於大坂被召仕役儀堅可相勤候」とあるように、大坂城の作事にあたらせた。このようにして、統一政権は国家単位の作事・普請に際し、各地に散在する職

人を集め従事させたが、馬淵石工も統一政権による召集のもとに、第2図のような広域的

な活動をみせたのである。

第1表 馬淵石工のおもな活動内容

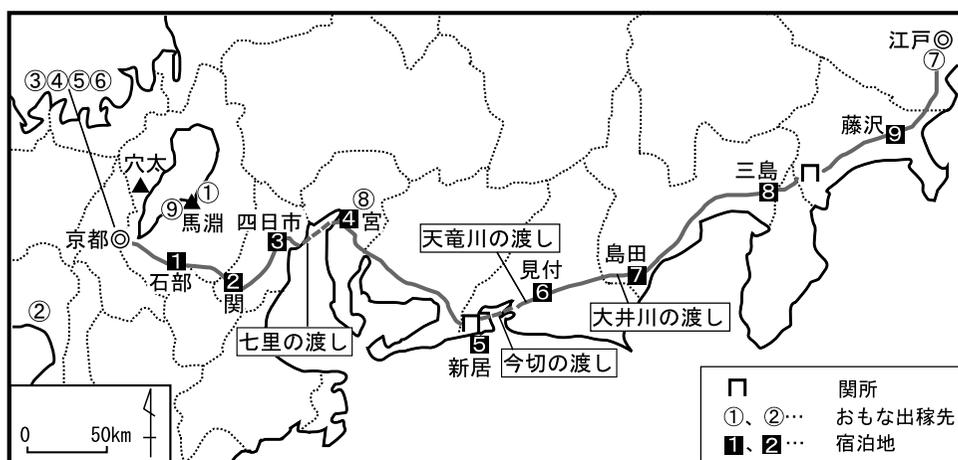
年	工事箇所	内容	図
天正 4:1576	安土城	(『信長公記])	①
天正 11:1583	大坂城	職人免許之事	②
天正 15:1587	聚楽第 据石	据石配置要請	③
	大佛殿 (方広寺)	手間料	④
天正 17:1589	三条大橋 石柱	作料不渡訴訟	⑤
文禄 3:1594	伏見城	石工の要請	⑥
慶長 10:1605	江戸城	旅行日記ほか	⑦
慶長 18:1613	名古屋城	作料覚ほか	⑧
萬治 3:1660		石臼の価格覚	
寛文 4:1664		石臼の価格覚	
寛文 7:1667		石臼の価格覚	
寛文 9:1670		こけ石賣申衆	
宝暦 13:1763	白鳥橋	石代受取規則	⑨
寛政 12:1800		小石賣仲間覚	
明治 13:1881		月行事名前書	

(番号は第2図に対応)

近江八幡市教育委員会・近江八幡市立郷土資料館編『石工文書解読書』、1984

大田牛一著、榊山潤訳『信長公記 上』、教育社、1980より抜粋

ところで、『石工文書』のなかに、江戸城築城のために出稼ぎに向かう馬淵石工を窺うことのできる慶長10年(1605)の日記¹⁸⁾がある。これによれば、彼らは東海道を通って、伏見から10日間かけて江戸まで「伝馬拾六疋」で移動した¹⁹⁾(第2図)。その移動距離は約535kmにもものぼり、1日あたり平均50km強を移動している。馬を用いているにもかかわらず、その移動は決して速くはない。その理由として考えられるのは、日記内にみられる「舟路とまり」、「伝舟とまり」であろう。例えば「四日市」で「舟路とまり」した翌日、「あつたのミヤ(熱田の宮)」で「馬とまり」している。つまり、舟(七里の渡し)で渡っているのである。同じように「あらい(新居)」でも「伝舟とまり」の記載がみられる。徒歩渡りで有名な大井川や天竜川の渡しなどの記載はないが、渡しの直後の宿場でそれぞれ1泊している。東海道の移動の際に河川が難所となっていたことが窺える²⁰⁾。



第2図 馬淵石工のおもな出稼先と伏見から江戸までの移動経路(番号は第1表に対応)

「伏見より江戸迄旅行日記」(近江八幡市教育委員会・近江八幡市立郷土資料館編『石工文書解読書』、1984)より作成

またこの時に、5貫(約19Kg)もの「大つち(大槌)」や「かこつち」「てつちはし」「こはし(小箸)」「のミやきはし(ノミ焼箸)」「たがね」を持参している²¹⁾。槌とノミ、たがねは石切用の道具である。馬淵石工は石彫工として、石を加工するという役割を担い、かつて石臼を作っていた技術は、築城のために引き継がれていったのである。

III. 馬淵石工と三条大橋の石柱

1. 三条大橋の架け替え

天正17年(1589)、豊臣秀吉は増田長盛を奉行に命じ、方広寺大仏殿の造営を行なった。またそれに際し、資材運搬のために三条・五条大橋の改築を行ない、鴨川の浚渫も行なった。このようにして、秀吉は全国制覇の達成を誇示したのである。

この「大佛並橋之御用」、つまり方広寺と三条・五条大橋築造には「江州、伊賀、和泉、津國並京廻石切共」が当たっていることが『石工文書』に記載されている²²⁾。馬淵石工も、大仏殿の工事への参加²³⁾と同時に、増田長盛から「三條橋之御用候、石切十人早々可罷越候也」²⁴⁾との依頼を受けて、三条大橋²⁵⁾の工事にも参加した。なかでも、馬淵石工は三条大橋の橋脚として用いられた石柱を作製したことが分かっている²⁶⁾。

着工当初に従事していた馬淵石工は10名だったが、最終的には42名が召集された²⁷⁾。そして、ほかにも近江、伊賀、和泉、そして摂津の石工が従事した。このことは、三条大橋の工事の規模の大きさと重要性を示しているといえよう。そして、それまで架けられていた仮橋は、63本もの石柱を橋脚とした大橋



第3図 三条大橋・五条大橋の橋脚・橋桁の利用
(平安神宮神苑・中の池、
2003年2月21日 山野撮影)

に替わったのである²⁸⁾。

2. 三条大橋の石柱をめぐる

馬淵石工らによって作られた三条大橋は、大正元年(1912)に改築された。その際、橋脚として用いられていた天正期の石柱も全て替えられた。旧三条大橋の石柱は、旧五条大橋のものと共に現在、京都市内の庭園に散在している。これには、小川治兵衛(1860～1933年)という造園家関わっている。彼は円山公園、帝国京都博物館や平安神宮神苑などの造園を手掛けた。その際、旧三条・五条大橋の石製の橋脚や橋桁を、庭園の中に取り込んだのである²⁹⁾。なかでも、平安神宮神苑内で池の飛石として用いられているものは「がりゅう臥龍橋」と名付けられ、よく知られている(第3図)。

このように、橋梁自体は改築され、その姿を失ったにもかかわらず、天正期に馬淵石工らによって作られた石柱は現在まで残され、かつ庭石としても利用されているのである。

馬淵石工は、400年以上のちにも残る歴史的財産を築いたといえよう。

IV. 「石切」としての馬淵石工

1. 馬淵石工の出稼ぎ期間

第1表のなかで、築城や架橋などの大規模工事の記載に着目すると、馬淵石工がそれらに従事した期間は1583年から1613年までであり、わずか30年間と短い。『石工文書』内に安土城の築城に関する記載はないが、これを含めても1576年からの37年間である。それ以降の記載は、石臼の価格や地元の白鳥橋の建造などに限られ、大規模工事についてのはみられない。その理由として挙げられるのは、元和元年(1615)の一国一城令にほかならない。諸国での築城工事が無くなり、馬淵石工は再び石臼作りに戻っていったのである。そのため、第1表にみられるように、1600年代半ばから明治期にかけての彼らの活動は、一部を除いて石臼作りなどに限られることになった。

2. 穴太石工と「穴太積」

馬淵石工が各地へ赴き、大工事に参加していたのと同時期、文禄2年(1593)に穴太石工も伏見城築城に参加していた。彼らは「穴太出雲」として、豊臣秀次の行動を記した『駒井日記』のなかに登場している³⁰⁾。このように国名がついているのは、穴太石工が城郭築成者としての地位と権限を確立したことを示すものだという³¹⁾。国名を受けるには有力な紹介者が必要であり、そのためには実績が必要であった。また、多額の礼銭を必要とするため、彼らはかなり裕福だったとされる。穴太石工はその技術を諸大名に認知され、高く身分

が保障されていた。そして彼らは、元和一国一城令の後も集団的に石垣積みの仕事を請負い、諸国へ出稼ぎをしていた。地方における石垣の普及率が高くなったことも、彼らの出稼ぎを促す要因であろう。さらに、彼らは幾つかの家元を作り、穴太は石垣師の養成地、供給源となった³²⁾。そして、「次第に石垣の事上手に成て後には五輪を止めて石垣築のみを業としける以来は諸国にても通名なり石垣築者をあふを云習はしける」³³⁾と、穴太石工は石積工の異名となった。「穴太衆」という語は石積工と同義になり、加工されていない自然石を組み合わせる彼ら独特の積み方は「穴太積」と言われるまでに至ったのである。

3. 「石切」としての馬淵石工

ここで注目したいのは、馬淵石工と穴太石工の性格の相違である。穴太石工が石積工の異名となったのに対し、馬淵石工は石積工としての名を残すことはなく、その名を記載する文書もほとんどない。

前述したように、両者とも安土城の築城を機に石積工となった。しかし、馬淵石工のその後の活動をみると、出稼ぎの際に持参する道具は明らかに石を加工するためのものである。例えば、江戸へ行く際の持ち物であったタガネやノミなどは、石を加工するための道具である。また、『石工文書』内で「大仏殿石切之手間料」³⁴⁾と書かれているように、方広寺を造営する際には「石切」、つまり石彫工的な性格をもっていることがわかる。三条大橋の架橋時にも、彼らは「石切」として召集されていた。聚楽第造営時に「すゑ石(据石)五間四方」を配置している例外もみられるが³⁵⁾、名古屋城でもやはり「御敷石並御料理之間、御いろり石切」作業が行なわれて

いる³⁶⁾。馬淵石工は、あくまで石の加工を行なう石彫工であり、穴太石工のように石垣積みには関わっていなかった。根太石や地覆石の据付など簡単な石積は行なっていたが、高度な知識、経験と技術が必要とされる石垣積みには加わることがなかったのである。こうして、馬淵石工は常に「石切」として扱われ、穴太石工が石積工の異名となったのとは大きく異なるのである。

V. おわりに

以上のように、馬淵石工による出稼ぎは近隣に限らず、広域にわたっていた。しかし、その活動は 1500 年代末から 1600 年代初頭までのわずか 35 年余りの期間に限定されていた。それは、統一政権による築城からはじまり、同じく統一政権からの一国一城令によって幕を閉ざされたためである。すなわち、彼らは近世の城郭の誕生とともにその出稼ぎを開始し、いわゆる築城ブームが去ると共にその活躍の舞台から姿を消した。そして、地元での石臼作りに戻っていったのである。彼らはあくまで石を加工する石彫工であり、その規模は決して大きいものではない。

また、『石工文書』のなかに「三条之はしはしら仕候へ共、御作領（作料）不被下候間上様へ 御そうせう（訴訟）可申候（以下略）」と書かれた天正 17 年（1589）12 月 5 日付の文書がある³⁷⁾。これは、三条大橋の「はしはしら」、つまり、橋脚の石柱を作った代金が馬淵石工に支払われなかったために、42 名の「石屋職」が訴訟した際の連判掟である³⁸⁾。このことから分かるように、馬淵石工の身分は必ずしも保障されているとは言えなかった。

一方、同じ石工でありながら、穴太石工は石垣を積むことを生業とし、その技術が社会的に認知され高く評価された。彼らは国名を授けられ、身分も保障されていた。穴太衆は石垣を積む職人を指す別称にもなり、彼らの石垣の積み方は穴太積と呼ばれた。そして、石垣を積むという労働形態の性格上、集団で出稼ぎを行っていた。その規模は少なくとも、石彫工であった馬淵石工より大きかったであろう。それゆえに、彼らは一国一城令の後も石積み集団として出稼ぎを行ない続けることができたのである。

出稼ぎ石工としての馬淵石工はその姿を消した。しかし、彼らで作った石造物は現在も目にすることができ、実際に京都の庭園のなかにも用いられている。馬淵石工が出身地以外で活動したのはわずかな期間であったが、当時の石造物は現在でも、隣国である京都市内に残されているのである。

〔付記〕本稿は、2002 年度の「大学院地誌学研究 I・II」で、鴨川をテーマにした課題研究レポートを加筆・修正したものである。本稿をまとめるにあたって、河原典史先生、藤巻正己先生には多くの御教示を賜りました。ここに記して、厚く御礼申し上げます。

注

- 1) ①相川町史編集委員会編『佐渡 相川の歴史 2 墓と石造物』、1973、776 頁。②田淵実夫『石垣（ものと人間の文化史 15）』、法政大学出版局、1975、214 頁。③金森敦子「和泉石工—近世における移住についての一考察—」、日本の石 14、1980、25～37 頁。④北垣聡一郎『石垣普請（ものと人間の文化史 58）』、法政大学出版局、1987、415 頁。⑤木村裕樹「滋賀県志賀町における石材加工業にかかわる村落空間と運搬具」、近畿民具 21、1997、42～51 頁。⑥木村 博「近世における石工集団—「高遠石工」をめぐって—」、日本民俗学 104、1976、42～48 頁。⑦三浦豊彦「労働私観 X—聞き書き労働

- 観 2 大工・石屋・林業労働者一」、労働科学 71-9、1995、357～369頁。⑧山野祥子「沖島の石材業」(近畿大学文学部編『近江八幡市島学区の民俗』、2002、所収)、92～100頁。⑨山野祥子「滋賀県沖島における石材業従事者の労働形態一特に気象条件との関わりをめぐって一」、京都民俗 20・21号、2004、1～18頁。
- 2) ①伊東重信「石造物に現れた石工たちI—川崎地域における石工の活動圏—」、日本の石 43、1987、2～15頁。②木村 博「近世村落における石工—高遠石工の出稼ぎと道祖神の分布をめぐって—」、歴史手帖 6-1、1978、46～56頁。③仲 芳人「石工「佐保の庄 儀助」を追って」、日本の石 43、1987、33～37頁。
- 3) 『馬淵村岩倉石工共有文書(以下、『石工文書』)』は、以下のものに所収されている。①近江八幡市教育委員会・近江八幡市立郷土資料館編『石工文書目録』、1984。②同『石工文書解説書』、1985。原本を見る機会を得られなかったため、本稿では②の解説書を用いて分析を進めた。その際、『石工文書』に付された接合番号(整理時に付されたもの)を文中で用いている。また、『石工文書』をもとに馬淵石工の概要を述べたものとして、次のものも参考にした。③滋賀県蒲生郡役所『近江蒲生郡志』5、1923、379～418頁。
- 4) 「馬淵石工」とは、現在の滋賀県近江八幡市大字岩倉、大字長福寺を中心に活動していた石工集団である。「馬淵石工」という名称は、明治22年の市制町村制施行により、この地域一帯が馬淵村として統合されたことによって呼ばれた。
- 5) 賃金が支給されなかったため訴訟を起こす際、石工集団内の脱落者に対して石屋職からの追放を規定していた点を挙げ、集団としての規制力が職人身分を決定していたとした。さらに横田は、近世初期における統一政権は、職人組織を百姓から分離させることで彼らの職人身分を規定していたと述べている。横田冬彦「幕藩制前期における職人編成と身分」、日本史研究 235、1982、51～72頁。
- 6) 統一政権から村役人を通して、あるいは村単位の石工集団に対して直接動員がかけられていた。篠宮雄二「職人国役にみる幕藩制国家の一特質」、歴史学研究 663、1994、1～15・64頁。
- 7) 田淵実夫『石垣(ものと人間の文化史 15)』、法政大学出版局、1975、45頁。
- 8) 付近の石質は湖東流紋岩が大半を占める。馬淵公民館・馬淵学区生涯学習推進委員会編『馬淵学区 歴史のあゆみ』、1996、3頁。
- 9) 『石工文書』8-6「馬淵山石切取り許下書」。
- 10) 穴太石工については、前掲 1) ④ 319～369頁や、石橋絢彦「穴太築穴太者ノ事」、土木学会誌 3-1、1918、75～82頁に詳しい。
- 11) 近世の職人は、村の領主からの支配を受けると同時に、職人身分を保障される代わりとして統一政権からの支配も受けていた。馬淵石工も石の切り出し、加工、販売をする一方で、職人国役により統一政権の普請・作事に動員された。前掲 6) 3頁。
- 12) 太田牛一著・桑田多忠親校注『信長公記』、1997、196頁。
- 13) 「石垣を築にあのふ築と云仕方あり江州にあのふと云所あり其所にて古へより右の五輪を切出し其外都て石切の上手多く有所也夫故信長公天守を建られし時同国の事故あのふより石工を多く呼寄仰付けられしより諸国にて此を用ひしに次第に石垣の事上手に成て後には五輪を止めて石垣築のみを業としける以来は諸国にても通名なり石垣築者をあのふを云習はしける」早川純三郎編輯『明良洪範』続篇卷之五、図書刊行会、1912、411頁。
- 14) ①伊藤ていじ『城—築城の技法と歴史—』、読売新聞社、1973、316頁。②松本諒士『築城—覇者と天下普請—』、理工学社、1996、54頁。
- 15) 『石工文書』には、訴訟に関するものや労働日を記載した覚書などが含まれるが、ここでは馬淵石工の活動内容が分かるもののみを抜粋した。
- 16) 職人国役とは、職人の有する技術を幕藩領主権力のもとに編成し、城郭の築城など国家的な諸事業に職人の技能を動員する役を指す。前掲 6) 2頁。
- 17) 『石工文書』1-7「大工其外諸職人免許之事」。
- 18) 『石工文書』4-5「伏見より江戸迄旅行日記」。
- 19) 『石工文書』4-7「傳馬御用觸書」。
- 20) 揖斐川・長良川・木曾川の三大河川によって形成された、熱田と桑名の間に広がる一大デルタ地帯は泥の海で、渡し舟も常駐していたかどうか定かではなく、東海道の最大の難所だった。秋田弘毅『織田信長と安土城』、創元社、1990、41頁。
- 21) 『石工文書』5-1「江戸へ参候衆之申覚」。
- 22) 『石工文書』6-4「大佛并橋御用の事」。
- 23) 『石工文書』6-3「大佛殿石切手間料に付ての書状」。
- 24) 『石工文書』9-4「三条橋御用依頼状」。
- 25) 三条大橋の歴史については、以下を参照した。
①田中緑紅『京の三名橋 上 三条大橋(緑紅叢書 46)』、京を語る会、1964、56頁。②岩井臺堂「京都の金石文(一)」、考古学雑誌 1-11、1910、46～53頁。
- 26) 『石工文書』1-1「定掟之事」。
- 27) 橋脚の石柱を作製した後に手間賃が支払われ

- なかったことに対して、馬淵石工 42 名が訴訟を起こしたことを示す連判掟がみられる。前掲 26)。
- 28) 現在も三条大橋上の擬宝珠には「洛陽三條之橋至後 代化度往 還人磐石 之礎入地 五尋切石 之柱六十 三本蓋於 日或石柱 湛觴乎 天正十八年庚寅正月 日 豊臣初之 御代奉 増田右衛門尉長盛造之」(原文縦書)と書かれている。この擬宝珠は天正当時のものを襲用している。前掲 25) ② 49 頁。
- 29) 大正 5 年 (1916) に完成した平安神宮神苑内には石柱のほか、旧橋桁も用いられている。①平安神宮百年編纂委員会編『平安神宮百年史本文編』、平安神宮、1997、399～407 頁。小川治兵衛はほかに、山縣有朋の別邸、無隣庵(京都市・1896 年完成)をはじめとする数多くの邸宅庭園を全国に作庭した。②尾崎博正『植治の庭—小川治兵衛の世界—』、淡交社、1990、237 頁。
- 30) 文禄年間 (1592～1595 年) になると、穴太氏は穴太出雲、穴太駿河や穴太三河などを名乗っている。駒井重勝著・藤田常春編校訂『駒井日記』、文献出版、1992、73 頁。
- 31) 前掲 1) ④ 335 頁。
- 32) 前掲 1) ② 15～24 頁。
- 33) 前掲 13)。
- 34) 前掲 23)。
- 35) 『石工文書』9-5「関白様内すえ石依頼状」。
- 36) 『石工文書』7-1「召遣申石切之事」。
- 37) 前掲 26)。
- 38) 手間賃は、5 日後の 12 月 10 日に摂津の「ミかけ(御影)孫兵衛」が仲介となり、奉行から「あふミ(近江)石屋惣中」に宛てて、半額が支払われた。棟梁的存在がこの孫兵衛であり、彼が馬淵石工を始めとする石工方を指揮していた(『石工文書』6-1「作料半額支払通知書」)。このことを窺わせるように、現在残っている石柱のなかにも、「天正十七年七月吉日 津國御影」という銘刻が見られるものが数点ある。